熊本県議会

水俣病対策特別委員会会議記録

平成21年10月2日

開会中

場所 第 1 委 員 会 室

第 24 回 熊本県議会 水俣病対策特別委員会会議記録

平成21年10月2日(金曜日)

午後1時32分開議午後2時6分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 前回の特別委員会以降の水俣病被害者 対策について
- (2) 閉会中の継続審査事件について
- (3) その他

出席委員(12人)

委員長西岡勝成 副委員長 前 JII 收 委 員 倉 重 剛 委 員村 上寅美 委 員 渡 辺 利 男 員 中 委 原 隆博 委 員 馬 場 成志 委 員 大 西 _ 史 委 員 氷 室 雄一郎 委 員鎌 田 聡 委 員吉 永 和 世 員 池 田和貴 委

欠席委員(2人)

 委員児玉文雄

 委員松村

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長駒崎照雄次長横田 堅次長谷崎淳一

首席環境生活審議員兼

環境政策課長 園 田 素 士 環境保全課長 宮 下 勇 一

水環境課長 小 嶋 一 誠 水俣病保健課長 野 田 正 広 水俣病審査課課長 寺 島 俊 夫

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 野 白 三 郎 議事課課長補佐 坂 本 道 信

午後1時32分開議

○西岡勝成委員長 ただいまから第24回水俣 病対策特別委員会を開催いたします。

なお、本日の委員会に1名の傍聴の申し出 がありましたので、これを認めることといた しました。

御承知のとおり、水俣病被害者の救済及び 水俣病問題の解決に関する特別措置法が、国 会で7月8日に成立をし、15日から施行とな りました。そこで、前回、7月22日に臨時に お集まりをいただき、執行部の方から法律の 概要などについて説明を受け、御議論をいた だいたところでございます。

後ほど執行部の方から、その後の経過などについて説明があると思いますが、この間、 総選挙が実施され、政権交代によって9月16 日に小沢環境大臣が新たに就任されたばかり ということもあり、救済内容を示す救済措置 の方針については、まだ具体的な姿が見えて きていないというのが実情であろうと思いま すけれども、3党合意をしてあるわけでございますので、基本的なスタンスは私は変わらないのではなかろうかと思っております。このため、本日は、今後の取り組み方などについて各委員から御意見をいただきたいと思います。

それでは、議題に入ります。

前回の特別委員会以降の水俣病被害者対策

に関する状況について執行部から報告を受け た後、質疑を行いたいと思います。

それでは、説明資料に基づきまして、野田 水俣病保健課長及び寺島水俣病審査課長に説 明をお願いいたします。

○野田水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。御説明させていただきます。

説明資料の1ページをお願いいたします。 まず1番目が、前回7月22日の特別委員会 以降の主な経緯についてでございます。

7月26日に認定審査会が開催され、76件を審査しております。続きまして、7月31日に、環境省が、芦北の会、出水の会、獅子島の会の役員に対して特措法の説明会を開催いたしました。それを受けまして、8月12日、県の方で、芦北の会、平和会の会員に対して特措法の説明会を開催いたしました。17日に、同じく県の方で、獅子島の会の会員に対して説明会を開催したところでございます。

続きまして、2番目の新たな救済策の実施 に向けた今後の取り組みについてでございま す。

1番目のスケジュールでございます。

小沢環境大臣が、就任会見で、特措法に基づいて対応するのが第一であり、これから関係者の意見をしっかり聞いて、そういう中で詰めていきたいというふうにおっしゃっておられます。

このことから、今後、関係者との協議等を 踏まえ、政府により救済措置の方針が定めら れ、申請手続などの準備作業が整った後に救 済策が実施されるということになると考えて いるところでございます。

2番目に、今後の県の姿勢及び役割でござ います。

今までと同じように、救済策につきまして、すべての団体の理解が得られるよう、最大限努力をしてまいります。

このため、国と連携して、特措法の周知を

図りますとともに、被害者の方々の思いが方 針に反映できますよう、被害者団体と協議を 重ねていきたいというふうに思っているとこ ろでございます。

なお、参考までに、救済措置方針の検討すべき主な課題ということで、一時金の額等、 5つをここに記載をしております。

水俣病保健課は以上でございます。よろしくお願いします。

○寺島水俣病審査課長 水俣病審査課長の寺 島でございます。2ページ目をお開きいただ きたいと思います。

まず、認定業務の状況でございます。

(1)番でございます。認定申請の状況につきましては、関西訴訟最高裁判決以降の熊本県への認定申請者数は3,923人、8月31日現在でございます。

(2)番、認定検診の状況でございます。こちらの方につきましては、医療機関への委託をお願いしているほか、水俣市の総合医療センター内の場所を借りまして、県が直接先生方にお願いをする形で検診を実施するというようなこととあわせて、検診促進に努めているところでございます。

(3)番でございます。認定審査会の開催で ございます。認定審査会につきましては、本 年2月、6月、7月と開催をしてきておりま す。

なお、資料には記載できておりませんけれども、今度の日曜日、10月4日に開催することが決まりました。この日は、現時点では約70件をかける予定で準備を進めているところでございます。あわせて御報告をいたします。今後も円滑な運営を図っていきたいと思っております。

なお、現時点で新救済策の対象者の範囲が まだはっきり決まっておりませんために、棄 却相当の方に不利益を生じさせるおそれがあ ることから、現在、知事の処分は見合わせて いるところでございます。

(4)番でございます。裁判の状況でございます。

こちらは、前回の報告と大きくは変わって ございません。国家賠償等請求訴訟が3件、 それから行政事件訴訟が3件。行政事件訴訟 の3件の内訳は、棄却処分に係る取り消し及 び認定義務づけを求める訴訟が2件、不作為 違法確認及び認定義務づけを求める訴訟が1 件でございます。県といたしましては、処分 の正当性などに関しまして、主張、立証を行っていくこととしております。

なお、裁判の一覧につきましては、別紙を おつけしておりますが、説明の方は省略をさ せていただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○西岡勝成委員長 以上で執行部の説明が終 わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。

○鎌田聡委員 特措法制定以降に、説明会を 各被害者団体に開催をしたということで経過 の報告がございましたけれども、特にこの1 ページの参考、前回も議論になりましたけれ ども、今後検討すべき主な課題の部分で、そ れぞれの団体からはどのような意見が出てい るのか、そのことを踏まえて国としてどのよ うな検討を加えているのか、状況がわかって いれば教えていただきたいと思います。

○野田水俣病保健課長 具体的に数字が出て おりますのは、出水の会の方からは、一時金 260万という要望書が、9月28日に知事あて に提出されております。具体的に額が出てい るのは、今のところそれだけだと思います。

○鎌田聡委員 あとは、それぞれほかにも団

体がありますよね。そこに向けての説明会の 状況はどうでしょうか。

○野田水俣病保健課長 環境省が幹部に説明をした団体について、県の方が一般の会員の方を対象に説明すると、そういう役割分担で実施をしているところでございます。ですから、不知火患者会あたり、まだ環境省の方が説明が済んでおりませんので、県の方もまだ説明をしていないという状況でございます。

○西岡勝成委員長 団体からの要望は、どう いう要望があったかという御質問ですよね。

○鎌田聡委員 そうそう。検討課題について 一時金の話は今出水の会からだけありました けれども、ほかのところからは。

○野田水俣病保健課長 ほかのところからに つきましては、早くとにかく救済をしてくれ というような要望が芦北の会と獅子島の会あ たりからは出ているところでございます。

○鎌田聡委員 療養手当だとか一時金の額についての具体的要望は出水の会からということになると思いますけれども、環境大臣も新しくなって、関係者の意見をしっかり聞かせてもらうということでありますので、まず知事が上京して大臣に会われるということは、この前本会議の中で返答がありました。その後にやっぱり大臣にも一回現地に入っていただいて、関係者の意見をきっちり踏まえていただいて、特措法の枠組みはできていますので、それに準じて早期に策を講じていけるような要望も、逆にまた県の方から申し上げていくべきだと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○谷崎環境生活部次長 今鎌田委員の方から お話がありましたけれども、できるだけ早期 に知事は新大臣にお会いしたいということで 気持ちを持っておりますので、その折に、今 鎌田委員からお話のありました現地入りの話 につきましても、委員の方からの御要望があ っていることについてはお伝えをいたしたい と思っております。

○鎌田聡委員 いろいろな意見、考え方の違いもあるでしょうけれども、やっぱり関係者の声を踏まえて、それの最大公約数の部分をきちんとやっていかないと、せっかく救済策を仕上げていこうとしても、いろいろな面で漏れてくる部分が多過ぎればいけませんので、大臣にしっかりその辺の声を受けとめていただくためにも、現地の方に来ていただくよう、強く要望していただくようにお願いしておきます。

○西岡勝成委員長 鎌田委員の方にも、政権 与党におられますので、パイプ役としてお願 いをいたしたいと思います。

○鎌田聡委員 わかりました。

○駒崎環境生活部長 日程について少し補足 をいたします。

知事と環境省との調整がつきましたので、 10月6日の午後に知事が環境省を訪ねまして、大臣と副大臣に面談することになっております。

それぞれの省庁ごとに大臣、副大臣、政務官という政務3役がいらっしゃる環境省としては、水俣病問題については田島副大臣の方にかなりウエートを置いて仕事をなさるというふうに聞いておりますので、大臣、副大臣と一緒に面談をした上で、鎌田委員からのお話のような要望もしたいと思いますが、場合によりましては、大臣でなく副大臣の現地視察というふうなことになるかもしれません。

いずれにいたしましても、環境省の最高責

任者に、きちっと対応していただくように申 し入れてまいりたいと思っております。

○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。

○大西一史委員 今、お話があって、環境大臣への面会は10月6日にアポイントがとれ、副大臣にもそういった話をされるということでありますけれども、やはり本会議の場でも私申し上げたとおり、結局、我々が一生懸命急いだのは、この中身を早く決めて、そして救済を実現していくことにあるわけですから、その点を環境大臣あるいは副大臣も含めてしっかり急いでいただくように、知事の方からしっかり要望していただきたいということをお願いしておきます。

それと同時に、環境大臣が地元に入られるというのもこれは大事なことでしょうが、一義的には、それはもう環境大臣がいろんなことをやっていくということなんでしょうけれども、あるいは財務大臣であるとか、当然内閣総理大臣である鳩山総理あたりにも、しっかりそういったことも言う機会も、大事な問題として、アポイントも今後とっていくことも検討してはどうかなというふうに思いますが、その辺について、部長の思いでもいいですが、どういうふうに考えておられますか。

○駒崎環境生活部長 今大西委員からお話がありましたように、県議会の方でも随分活動していただきまして、7月中の特措法の成立ということまでこぎつけていただきました。

その趣旨、ねらいというのは、当然、熊本 県が3年前から言っておりますように、この 大きな紛争状態を解決するためには、大がか りな政治的な救済が要るんだということであ りますので、法律ができてからまた何カ月も 停滞するということであれば、早期救済とい う看板が泣きますので、そこは国全体で、政 府全体で取り組んでいただきたいテーマだと 思っております。

総理大臣や財務大臣を含めて、順次知事に もお願いをしてもらいたいと思っております が、10月6日は、限られた面談になります。 できる限り機会をとらえて取り組んでまいり たいと思います。

○大西一史委員 もう一つは、大臣、副大臣 にそれぞれ会われた後、テーブルにまだ乗っ ていない、要望も聞けていないような団体も あるわけですから、そうしたところへの働き かけというのも当然重要になってくるという ふうに思いますので、中身が決まらぬと話に 乗れぬという方もいらっしゃるかもしれませ んが、それをできるだけ広く多くの方に、ど ういう救済になるかということも含めて、そ の辺の情報を適時提供していただくようにお 願いをしておきます。

- ○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。
- ○渡辺利男委員 住民の健康調査の件についてお尋ねします。

先日の本会議でも質問がありましたけれども、きょうのこの経緯の中でも全く報告の1行もない。行政がやったことではないからということかもしれませんけれども、水俣病の問題の中では大きな出来事であったわけで、1,050数名が受診をされたと、ボランティアの全国からのお医者さんたちが自主的にやられたということについては全く触れられていないし、この間の答弁も、非常に県の姿勢としては私は残念だったなと思います。単なる傍観者みたいな格好で。

あの答弁では、知事は、国の検診の基準が 定められていない中では参考にならないとい うことでしたけれども、どういう検診をされ たかも見ずにおいてああいう答弁をするとい うのは、私はおかしいと思います。

第一、うちの県議会でも一緒に出したわけ

ですが、最高裁判決の後に不知火海沿岸の住民の健康調査を国にやってくれという要望を出しているわけであって、それはまだ今でも生きている。やっぱり昭和31年の公式確認以来50年が過ぎましたけれども、一度も沿岸の住民健康調査は大々的にやっていない。それをしないまま幕引きなんか到底できないわけで、やっぱり一度はやるべきだと思っています。

前の潮谷知事のときに、そういう要望を国にもやっているわけで、民主党も、当時からそのことには前向きでありましたから、新しい政権になったから、この機会にぜひ国に対して、不知火海沿岸の住民の健康調査を国の予算によってやってくれという要望を、改めてやっていいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○駒崎環境生活部長 3点お尋ねがあったか と思います。

お尋ねの前に、まず、今回の資料で健康調査に全然触れていないのは、全く他意はございませんで、委員がおっしゃったように、県としての取り組みというものを議会に報告する趣旨でつくりましたので、その点は、そういう事情だというふうに御理解をいただきたいと思います。

まず1点目、本会議での知事の答弁についてでございますが、この点は、知事も、真意が十分伝わらなかったということで残念に思っておられまして、原田正純先生にも、直接連絡をとろうということで、今努力をされております。

というのが、一部の新聞でございましたけれども、原田先生に直接取材をされて、どういう調査か見もしないで、妥当性がないという判断をするのはけしからぬじゃないかというような趣旨の御発言がございましたので、そういうふうなことではないということで連絡をとろうとされております。

私どもにも、知事からは、前回の答弁の背景について丁寧に説明するようにと言われておりますので、御質問をいただきましたので、少し補足をさせていただきます。知事の基本姿勢は、県の方が調査を求めていたという背景はございますが、それが今回の法律できちっと書かれたということは、まず一つの成果だと、県議会などの御努力の成果だというふうに位置づけてあります。

その法律の中で、国が調査手法を確立すると、どういう調査をするんだということを確立するということが書いてあるので、それを踏まえて動きたいと。その後の、文章にすると2~3行になるんですけれども、知事は、自分も研究者だったからということでお断りをされているんですが、水俣病のこの問題に限らず、いろんな調査、政治学的な調査とかアンケート調査をするときに、手法をまず確立しないと、いたずらにアンケートのサンプル数を多くしたりしても、正確で妥当なものとは限らないので、そういう科学的な研究をする場合あるいは調査をする場合には、手法の確立がまず大事だと一般論を述べたかったと。

水俣病問題だけが特別な状況にあるということではなくて、いろいろな大規模な調査をする場合には、しっかりと手法を開発して、どういうねらいの、どういう調査だということを念頭に置いた手法を決めた上で調査に入るべきだということを補足されたわけであり、今回の原田先生たちの調査が妥当性がないという趣旨では決してなかった。そこは丁寧に説明してくれというふうに言われております。

その後、答弁の中で触れておられるのは、 そういう調査手法が固まってから、きちっと 県は全力を挙げて取り組んでいくんだという ことを言っておられますので、そうした趣旨 の答弁だということで御説明させていただき たいと思います。 それから、2点目の健康調査を申し入れた側だから、今後もしっかり県は動くべきだということで、これは今1点目でお話ししたことともつながりますけれども、県として、健康調査が要ると、ある程度の実態調査が要るという要望を受けて、あるいは民主党からもそういう声がありましたので、3党合意の中で、特別法ができ上がる過程で調査研究というのが入ってきた関係がございますので、そこは県としての主張も尊重されたのではないかなと考えておりますので、この点について、全く必要性がないという立場ではございません。

3点目の調査をしなくて幕引きをするのは けしからぬ、許されないということですが、 今回の政治救済は、水俣病の救済を全く終了 させるということではなくて、これだけ多く の人数の大規模な紛争状態、混乱状態という のを早期に終息して、地元に安定を取り戻し たいという趣旨でございます。水俣病かどう かぎりぎりまで疑問を持って、自分はきちっ と最後まで判断を求めたいという方について は、認定申請制度も裁判の制度も続きます。 それを排除しているわけではございませんの で、政治救済は、先ほど来、大西先生からも 意見がありましたように、早期救済という点 がございますので、政治救済の方は、早期に 実施に移して早期救済を図りたい。実態調査 につきましては、国の手法の開発を待って、 当時の社会的な情勢なども踏まえて、現在が どうなのかということは調査でやるべきだと 思っております。

政治救済を早期にやることで、すべての救済を求めることを封じ込める幕引きにするつもりはございませんので、被害の実態調査なくして幕を引いてしまうというふうなことは、国も県も考えていないところでございます。そこはそこできちっとやっていきたいと思っております。

○渡辺利男委員 この間の知事のあの答弁は、学者として、研究者としての発言という見方もあったということでしたが、この間私が聞いた感じでは、研究者としてよりも、お役所の論理を何かそのまま言われているような感じがして、水俣病の長い歴史、やっぱり国のお役所の論理との闘いでもあったわけですよね、非常に厚い壁で。それを打ち壊すには、お役所の論理に乗っていてもだめなんですよ。やっぱり知事は、県民の代表として、多くの患者を生み出したその県民の代表として言ってもらわないと。

だから、結局はやる気があるのかどうかというのが一番の問題であって、何か傍観者みたいにしかこの間の答弁は聞こえなかったからですね。ぜひ、今後とも強く国に主体的に働きかけをしていただきたいと思います。 以上です。

○氷室雄一郎委員 今のに関連するんですけれども、知事の答弁の前に、一斉調査をした組織体あるいは団体なりから、県に対する依頼とか要望が何かあっておったのか、どういう内容で県に求めてこられたのかということをちょっと説明をお願いします。

○野田水俣病保健課長 国に対しては、職員の派遣の要望がありましたけれども、県に対しては、そこは直接的にはございません。 1 つが、認定審査会の方からの検診医の参加とか、審査会委員の方の略歴を出してくれということの3点でございまして、国に対しては、医師の派遣をしてくれというのがはっきり入っておりましたけれども、県に対しては、そこまではなくて、一般的な協力要請の部分と、あとはなくて、一般的な協力要請の部分と、あとはなくて、一般的な協力要請の部分と、あとはなくて、一般的な協力要請の部分と、あとはなくて、一般的な協力要請の部分と、あとはなくて、一般的な協力要請の部分と、あとはなくて、一般的な協力要請の部分と、あとはなくて、一般的な協力要請の部分と、あとはなくて、一般的な協力要請の部分と、あとはなくて、一般的な協力要請の部分と、あとはなくて、一般的な協力要請の部分と、おというまりないました。

○氷室雄一郎委員 その件につきましては、 議会でも知事の答弁がありましたが、知事の 答弁としましては、国が行うことを規定した ことは一歩前進であるということは先ほど説 明されました。また、私が聞き取りした文言 が間違っているかもしれませんが、国が調査 手法を示さなければ意味がないんじゃないか というニュアンスに私は受けとめました。ま た、異なった調査結果には個別の対応はでき かねると。3点目、最後には、調査手法の開 発を求めていくということを知事は述べられ たと。ちょっと走り書きでございますので。

その調査手法の開発に対しては国に求めていくということですが、県として、どういう観点といいますか、今説明はあったんですが、もう一度確認させていただければと思いますけれども、どういった考え方をもとに、国の調査手法に御意見等を申し述べていかれるのかということを、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

○駒崎環境生活部長 答弁について、テープ 起こししたものがございますので、要点だけ 確認のために申し上げさせていただきたいと 思います。

「特別措置法に指定地域等の住民の健康に係る調査研究を国が行うことが規定されたことは、一歩前進であると考える」という点が1点でございます。「法律では、国において、まず調査手法を開発することとされている」というのが2点目でございます。そこから一般論に戻ったために、少しわかりにくくなっているんですが、「私も研究者ですけれども、調査手法を開発する前に、いかに大量の調査を行っても、結論は妥当性がありません。」ということで、ここは研究の一般論を述べられたというところでございます。

そこからまた水俣病の各論的な部分に戻る んですけれども、「国の調査手法が確立して いないこの段階で、国以外の者が行う任意の 調査に個別に対応しますと、今後別の任意調 査が行われる場合にも対応しなくてはならな い。」そうなると、たくさんの診断手法、調 査手法がありますので「複数の診断基準によ る異なった調査結果のいずれにも県が関与し ているという事態を招く懸念がある」という ことで、県がかかわることで変に権威づけが されるのではないかという懸念を含めて、き ちんとした1本の調査手法が確立されてから 国と県で取り組むべきだということ。しばら くいろんなお話があった後で、「全力を挙げ て取り組んでいく」というふうなことを述べ ております。

氷室委員のお尋ねの、どういう調査手法があるかということですけれども、これは科学的な調査とするためには非常にいろんな手法がありますので、県からこの調査という形での提案は少し難しいかなと思っております。

これまで言われておりまして、熊大の先生 方とも御相談して研究していただいた中で は、例えば県内の、いわゆる指定地域、水銀 の暴露があったとされる地域とそれ以外の地 域との同じ年齢の方を比較調査する手法であ るとか、あるいはほかの地点、全国的に言い ますと、赤身の魚を食べる地域、鯨とかマグ 口の類を食べる食習慣が強いところは、毛髪 水銀値も高い面がございますので、そうした 地域との比較調査とか、幾つかの科学的なや り方があると思います。

あとは、社会学的には、当時の物流などを さかのぼって調べまして、水俣でとれた魚が どれぐらい流通したか。これはもう50年以上 前の話をどこまで確認できるかは難しゅうご ざいますけれども、とった魚をすぐ沿岸の地 域の方はお米がわりに食べておられたという ふうなお話もありますけれども、内陸部の方 では、どれぐらいそれが流通していたのかと いうことも調べてはどうかという意見もあり ます。 そうしたことで、同じ水俣市でありますとか芦北町でありましても、そこは職業とか住んでおられた地域とかで差があるのかないのか、そうしたことも確認すべきではないかという声もありまして、いろんな調査の手法はあるのだろうと思いますが、県として、もしできるとすれば、これまで県で熊大OBの先生方あたりに入っていただいて、検討いただいた御意見がありますので、国に対して、調査の手法としてあるいは考えられる材料としてはこういうものがあるのではないかという投げかけはできるかと思いますが、具体的にこういう調査が望ましいという形までの提案は少し難しいかなと思っております。

○大西一史委員 今ずっと説明を聞いていれば、知事に他意はなかったということをおっしゃりたいんだろうというふうに思いますし、学者として、研究者としての解説を答弁の中でされたということですけれども、それは必要のないことじゃないかなと思うんですね。個人的な思いの中で述べられたというふうには思いますが、本会議での一般質問に対する答弁に対して、わざわざ部長がこうやって解説をしなきゃいけないということ自体が、そういう意味では情けない話だろうと私は思います。

だから、知事には、環境省の原部長の詐病等の発言もあったように、私はそれを代表質問で指摘させていただきましたけれども、やっぱり言葉一つ一つのニュアンスで大きく感じ方が変わってくるということ。だからこそこの問題についてはものすごく慎重な発言をしていただきたいということですので、その点については別に答弁は要りませんが、お気をつけいただきたいということを知事の方にはお伝えください。

○西岡勝成委員長 要望という形でお伝えく ださい。 ○吉永和世委員 さっき、大臣か副大臣か、 現地に入られるようなことであろうというふ うに聞いて、非常に大事なことだなというふ うに思ったわけでありますが、そのときに、 前回、蒲島知事が現地に入られて、団体の 方々や経済界と会われたが、ああいうスタイ ルをぜひとっていただければというふうにお 願いしたい。6日に知事が会われるというこ となので、ぜひそういったことも強くお願い をしていただければと思うんですが。

○谷﨑環境生活部次長 先ほど鎌田委員から もお話がありましたそのお答えを私がいたし ましたので、今回もお答えいたしますが、今 お話がありましたように、どういう形でとい うことは、当然またその先の話ではございま すけれども、現地を見ていただくということ をまずお願いし、また、今吉永委員からお話 がありましたように、スタイルとして、被害 者団体の方々は当然のことでございますが、 そのほか、そういう市民団体の方々、それか ら経済界の方々も含めて、広く、今、市民の 方々がどのようなお考えを持ち、この水俣病 問題についてかかわりを持ち、またどういう 状況にあるかということを、いろんな分野か らのお話としてお伺いしていただければいい なとは思っておりますので、その御要望につ きましても、あわせてお伝えできればと思っ ております。

- ○吉永和世委員 お願いします。
- ○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。(「はい」と呼ぶ者あり)
- ○西岡勝成委員長 ないようでございますの で、次に、閉会中の継続審査事件についてお 諮りをいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も なお継続審査する旨、会議規則第82条の規定 に基づき、議長に申し出ることにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 それでは、そのように取り計らいたいと思います。

そのほか、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 ないようでございますの で、私から一言申し上げたいと思います。

県議会といたしまして、今日まで、最高裁判決以降、被害者の方々の早期救済を求めてきました。しかし、執行部から説明がありましたとおり、法律が成立し、やがて3カ月が経過をしようとする中で、まだ具体的な中身が決まっていない状態は、非常に憂慮すべき事態であると考えております。

執行部には、今後、今委員から意見があったように、新政権のもと、国と十分連携して、救済措置の方針を早期に策定して、水俣病被害者の救済に向けしっかりと取り組んでいただきたいと思いますし、また、先ほど渡辺委員、大西委員、またそれぞれの委員の先生方からお話がありました調査手法の確立ということにつきましても、ぜひ早目にしていただいて地域の調査ができますように、ひとつこの辺につきましても御努力をいただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げておきます。

以上をもちまして、本委員会を終了させて いただきます。お疲れでございました。

午後2時6分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により ここに署名する

水俣病対策特別委員会委員長